

一定期間利用がない等の普通預金口座の 一時的な利用制限について

お客様各位

一定期間利用がなく、かつ、残高が一定額以下の普通預金口座につきましては、「マネーロンダリングへの対応」及び「口座の犯罪利用等の未然防止」等の観点や昨今の周辺状況から「利用を一時的に制限させて頂く」場合がございますので、ご承知置き下さいませ様お知らせします。

なお、お客様の口座が「実施対象」に該当し、当金庫が一時的な利用制限を実施した場合でも、「当金庫所定の本人確認」等ができれば、基本的には利用再開ができます。

該当のお客さまの普通預金口座につきまして、利用再開のご希望がある場合には、口座を開設された店舗窓口にお申出下さいませようお願いいたします。

令和元年12月

しずおか焼津信用金庫